

17 京都市の保育利用の優先度判定基準

基本指数と調整指数の合計点数が低い方の保護者を児童の点数として、保育施設・事業所ごとに、合計点数が高い児童から順に、利用調整を行います。

例) 【父：40時間就労＝40点】 【母：35時間就労＋通勤時間30分＝36点】 の場合、児童の点数は36点となる

なお、保育が必要な事由に複数該当する場合は、指数が最も高い事由を基本指数として採用します。

例) 求職活動5点、介護・看護が20点であれば、基本指数は介護・看護20点

◆基本指数…いずれかひとつを選択

保育が必要な事由	基準	基本指数
就労 ※1、2 3	週40時間以上就労している	40
	週35時間以上40時間未満就労している	35
	週30時間以上35時間未満就労している	30
	週25時間以上30時間未満就労している	25
	週20時間以上25時間未満就労している	20
	内職従事者である	20
	就労している（上記以外）	15
介護・看護	要介護3以上又は障害支援区分4以上の親族を介護又は看護している	35
	要支援2・要介護1・2又は障害支援区分2・3の親族を介護又は看護している	20
	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	身体障害者手帳3級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	療育手帳A判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	療育手帳B判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	介護又は看護している（上記以外）	10
災害	災害復旧に当たっている	40
就学・職業訓練	週40時間以上学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	40
	週35時間以上40時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	35
	週30時間以上35時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	30
	週25時間以上30時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	25
	週20時間以上25時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	20
	就学している（上記以外）	15
求職	求職中である	5
出産	妊娠中であるか、出産後間がない（出産日から起算して概ね2か月）	15
疾病等	入院又はそれと同等程度の治療や安静を要する	40
	介護保険施設、障害者施設に入所している	40
	寝たきりである	40
	要介護3以上又は障害支援区分4以上の判定を受けている	40
	要支援2・要介護1・2又は障害支援区分2・3の判定を受けている	35
	要支援1又は障害支援区分1の判定を受けている	25
	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている	40
	身体障害者手帳3級の交付を受けている	35
	身体障害者手帳4級の交付を受けている	25
	身体障害者手帳5・6級の交付を受けている	20
	療育手帳A判定の交付を受けている	40
	療育手帳B判定の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている	40
	精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	25
	障害又は傷病により、保育が困難な状態である（上記以外）	15
その他	保護者、世帯又は申込児童の状況から、市長が特に保育が必要であると認めるもの	※4

※1 就労時間には休憩時間を含む。

※2 短時間勤務制度を取得する場合でも取得前の就労時間で指数付けを行う。

※3 保育が必要な理由が就労である場合で、市長が指定した期日までに就労証明書の提出がなければ、基本指数は5点（求職中）とする。

※4 市長が定める。

◆調整指数…当てはまるものを合計

項番	項目	具体的内容	調整指数	☆	備考
1	保護者の就労状況等	通勤又は通学時間（片道）が30分以上	1	☆	週3日以上頻度が必要 ・育休復帰や派遣先が不明なことにより就労証明書に就労先事業所が記載できない場合は、加点の対象とはならない ・保育要件が「就労」又は「就学・職業訓練」の場合のみ調整、項番1と2とは重複不可
2		通勤又は通学時間（片道）が1時間以上	3	☆	・客観的に判断して申告より短い時間で通勤又は通学が可能であると市長が判断した場合、加点をしない又は1時間以上の通勤又は通学と申告している場合でも項番1を採用する場合がある
3		就労内定の場合（育児等の休業以外の理由で就労証明書に過去3か月の実績の記載がない場合を含む）	-5	☆	項番4が適用されている保護者がいる場合、当該保護者のみ対象外とする
4		保護者のいずれかが、保育士等の資格職として、京都府内の認可保育施設・事業所又は幼稚園（預かり保育を実施する幼稚園のみ）で勤務中（予定を含む）	10		保育士、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を対象とする。項番3の対象外とする ※幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭は保育所（園）、認定こども園、幼稚園のみ対象
5	保護者の心身の状況	保護者のいずれかが次のいずれかに該当する（要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、障害基礎年金・障害厚生年金2・3級）	2		保育要件が「疾病等」の場合を除く、項番6と重複不可
6		保護者のいずれかが次のいずれかに該当する（要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害基礎年金・障害厚生年金1級）	4		保育要件が「疾病等」の場合を除く、項番5と重複不可
7		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付を受けている	2		保育要件が「疾病等」の場合を除く
8	親族の介護の状況	介護等を必要とする親族が、平日に週3日以上通所系サービス又は月に7日以上短期入所系サービスを定期利用している	-2		保育要件が「介護」の場合のみ調整
9	世帯の状況	小学生以下の子どもが3人以上いる	1		項番10と重複不可
10		小学校入学前児童が3人以上いる	3		項番9と重複不可
11		保護者のいずれかが就労、介護・看護、就学・職業訓練、災害復旧のために別居している（単身赴任等）	3		
12		保護者のいずれかが月4回以上夜勤がある	2		項番11の別居している者が夜勤対象者の場合を除く
13		週30時間以上就労している	2	☆	保育要件が「就労」、「就学・職業訓練」の場合を除く、項番14と重複不可
14		週30時間未満就労している	1	☆	保育要件が「就労」、「就学・職業訓練」の場合を除く、項番13と重複不可
15		次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）がいる（要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、障害基礎年金・障害厚生年金2・3級）	1		保育要件が「介護」の場合を除く、項番16と重複不可
16		次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）がいる（要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級、特別児童扶養手当、障害基礎年金・障害厚生年金1級）	2		・保育要件が「介護」の場合を除く、項番15と重複不可 ・障害支援区分が判定されない18歳未満の児童のうち、福祉サービス又は障害児通所支援の支給認定を受けている場合を含む
17		項番15又は16に該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く）が複数名いる	2		保育要件が「介護」の場合を除く
18		ひとり親世帯である	5		・項番19と重複不可 ・項番28が適用されている場合、対象外とする
19		生活保護世帯又は生計中心者が失業して求職中の世帯	4		・生活保護世帯にあっては、保育要件が「就労」、「就学・職業訓練」及び「求職」の場合に限る ・項番18と重複不可
20		里親及びファミリーホームとして委託を受けて申請児童を養育している（保育利用開始時に委託を受ける予定の場合も含む）	4		
21	申込児童の状況	申込児童が多胎児である	10		項番26と重複する場合は、項番26(15点)に加えて1点加点(計16点)
22		申込児童が次のいずれかに該当する（身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級）	2		項番23と重複不可
23		申込児童が次のいずれかに該当する（身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級、特別児童扶養手当）	5		・項番22と重複不可 ・障害福祉サービス又は障害児通所支援の支給認定を受けている場合を含む
24		保育園（所）、認定こども園又は地域型保育事業所からの転園希望である	-5		転居若しくは転動に伴う転園又はきょうだいが同一の保育施設・事業所を利用するための転園希望の場合を除く（ただし、転居の場合、転居前に比べ、現在利用中の保育施設・事業所までの通園時間が長くなった場合に限る）
25		利用希望日が属する年度中の保育利用申込みにおいて、保育施設・事業所の利用内定を辞退している場合（利用希望日が同一年度内の利用申込みに限る）	-5		児童の入院や急な転動・転居の場合を除く
26		きょうだいが既に保育施設・事業所を利用しており、申込児童が同一の保育施設・事業所の利用を希望する場合又はきょうだいが同時に同一の保育施設・事業所の申込みをした場合	15		・きょうだいが既に利用している保育施設・事業所以外への転園希望の場合は加点対象外（ただし、小規模等を年齢到達により卒園する場合や、転居又は転動に伴う場合を除く） ・項番21、33と重複不可
27	保育の代替手段	申込児童を65歳未満の親族に預けている	-1		項番28と重複不可
28		保育可能な65歳未満の祖父母と同居している	-1		項番27と重複不可
29		勤務先の事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所又は認可外保育施設の従業員枠等を利用している	-2		勤務先と同一敷地内ではない又は近接（徒歩5分程度）していない場合は除く
30		育児休業からの復帰に伴う申込みであり、保育利用開始希望年度において、対象児童が1歳児以上である場合	2		・就労証明書に記載されている場合のみ適用 ・認可外保育施設や一時預かり等を利用し、やむを得ず就労復帰している場合も、育児休業からの復帰した年度及び翌年度の保育利用に限り、引き続き適用
31		育児休業からの復帰に伴う申込みであり、保育利用開始希望年度において、対象児童が0歳児である場合	1		・就労証明書に記載されている場合のみ適用 ・雇用期間が短い等により育休制度がなく産後休暇後直ちに復帰する場合、認可外保育施設や一時預かり等を利用し、やむを得ず就労復帰している場合も、育児休業又は産後休業から復帰した年度及び翌年度の保育利用申込に限り、引き続き適用
32		育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はないと回答した場合	-70		様式1（2）「教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2/2）」の項目4の「②育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません。」を選択している場合に適用
33	小規模保育事業所等からの移行	小規模保育事業所等が3歳児の受入れに係る連携施設（保育所（園）又は認定こども園）を設けており、3歳児移行に当たり当該連携施設を第1希望とする場合	10		
34	マイ保育園・マイこども園登録	保育利用を希望する各月の申請期限までにマイ保育園・こども園登録を行っている	1		マイ保育園・こども園に登録している保育施設・事業所での利用調整のみ加点 令和9年4月保育利用の一次調整に限り、変更申請期限（令和8年12月11日必着）までにマイ保育・こども園登録をした場合も対象に含める
35	市長が特に調整を必要と認める場合				

☆ 世帯の基本指数となっている世帯員が該当する場合のみ調整